

節税のプロ税理士
飯田敏晴が教える節税手法（法人簡易編）

節税手法（法人・簡易編）

期首にやるべきこと

1. 役員報酬

役員に対する給与はルールどおり支給しなければ、法人の損金にならないこととなります。損金にならないと法人と個人両方で同じ収入に対して税金を支払うこととなります。役員報酬を損金にするためには、以下の3つの方法で支給する必要があります。

定期同額給与
事前届出給与
利益連動給与

定期同額給与

1月以下の一定期間ごとに同じ額を支払う役員報酬です。改訂は事業年度開始以後3ヶ月以内ならば可能です。それ以外の期中の増額はできません。期中の減額は取締役会の決議を得て行う事となります。このとき会社の経営が著しく悪化した場合、もしくはこれに類する場合にのみ減額が認められます。

以外は、あまり中小企業にとって実用性がありませんから、正確に当期の業績を予測しその予測に基づいて定期同額給与を算出すれば、正確であればあるほど節税になります。

期中にやるべきこと

2. 修繕費

有形固定資産に対して、修繕を実施する。修繕費として認められるのは、固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額だけです。耐用年数を延長させるものや、新規に機能を追加させるようなものは資産計上となります。

3. 30万円未満の資産の購入

青色申告法人が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、一定の要件を満たせば損金として処理できます。

4. 設備投資の際の特別償却・税額控除

設備投資を予定している場合には、特別償却や税額控除の対象になるかどうかを投資の判定基準のひとつとして検討しましょう。リースの場合リース税額控除というのがあります。

5. 出張時の日当

旅費規程を整備して、出張時に日当を支払えば経費となります。旅費規程は常識的な範囲で作成します。役職別・出張先別に金額を設定して、それに基づいて支給します。

6. 中小企業退職金共済の活用

従業員の退職金を積み立てて、積み立てた金額を損金処理できます。これに加入するためには、資本金・従業員数の制限があります。また、積み立てた退職金は、退職時に退職者の口座に振り込まれます。会社には入ってきません。独立行政法人勤労者退職金共済機構がやっています。

7. 社宅の活用

社宅を使った節税方法です。一般的に住宅用の賃貸物件はそこに住む人が借ります。社宅にすると、法人名義で大家さんから住宅を借りて役員・従業員にそれを又貸しする形態になります。法人が大家さんに支払う金額と役員・従業員から徴収する賃借料の差額が結果として、経費の増加分になります。いろいろな条件はありますが、豪華な社宅でなければ多くの場合、大家さんに支払う賃借料の半分以下で、役員・従業員に貸すことが出来ます。(物件の広さ等を基礎とする計算式を使って社宅使用料を決定します。社宅賃借料の算定、豪華社宅に該当するか否かの判定、は必ず税理士に相談してください。)

8. 社員旅行

社員旅行を企画する場合、いくつかの注意点があります。これを守らないと、会社の経費にならないばかりか、従業員の給料として従業員に所得税が掛かります。

注意点

1. 4泊5日以内の旅行
2. 全従業員の50%以上の参加が必要
3. 特別豪華でない事
(都市伝説ですが、予算は一人大体10万円ぐらいが上限、いくらとは決まっていない)
4. ゴルフは各自自腹にしてください
5. 全員参加のイベントや集合写真もあったほうがいいでしょう
6. 不参加者への(仕事の都合で留守番でも)金品の支給はだめです

基本的には、社会通念上一般に行われている
範囲であればいいらしいのですが
具体的な数値が示されている訳ではないので
旅行日程を作る段階で顧問税理士に相談するのがいいでしょう

9. 交際費の区分

1人当たり5,000円以下の飲食費は、全額損金になります。損金にする為には以下の資料を控えておく必要があります。

日付
飲食先
金額
取引先名、参加担当者名
人数

実務的には、～までは領収書に記載されていますから、を領収書の空いているところに記載しておけば問題ありません。

あくまでも飲食費のみ適用です。贈答品等の交際費は関係ありません。

期中の決算直前時期にやるべきこと

10. 短期前払費用

1年以内の短期前払費用に関して、地代家賃・保険料・支払利息などのように継続的に役務の提供を受けているものは決算までに支払っていれば損金にすることが出来ます。ただし、収益と対応させる必要があるものに関しては損金に算入することはできませんので注意してください。

11. 決算賞与の支給

会社に利益が出て従業員に利益を還元したい場合に、決算賞与を支給することが出来ます。但し、以下の条件を満たすことが必要です。

決算日までに決算賞与の支給額を受給者全員に通知すること

決算日後一ヶ月以内に支給すること

決算で未払計上をしていること

決算日から支給日までに退職したとしても支払うこと

12. 貸倒損失

貸倒処理出来るものは、切り捨てましょう。但し、法人税法上の扱いは厳格になっておりますので、会社更生法・民事再生法等が確認できる書類を揃えるか、内容証明で債権放棄の通知をして法的に債権を消滅させると確実です。

13. 消費税の課税制度のシュミレーション

簡易課税が適用可能ならば、原則と簡易どちらが有利になるか、翌期の売上予測・設備投資計画を勘案しながらシュミレーションします。

決算処理でやるべきこと

14. 貸倒引当金の設定

売掛金・未収入金等の金銭債権に関して、将来の貸倒に対する損失に備えて、一定の金額を損金に算入できます。貸倒リスクの高低によって、個別評価債権と一括評価債権に分類しそれぞれで損金に算入する貸倒引当金を計算します。

15. 有価証券の再評価

売買目的の有価証券は、時下の下落による評価損を損金として計上できますが、それ以外の有価証券は特別な事実がなければ評価損は計上できません。

特別な事実とは、帳簿価格の半値以下に時価がなった場合や会社再生法による再生手続きの開始決定もしくはこれらに準ずる事実がある場合に評価損を損金に算入できます。